

年度実施協定（下水道・改築工事）（案）

宇城市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、市と事業者の間の令和●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における下水道施設（市と事業者の間の令和●年●月●日付け宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託における業務委託契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築工事に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）

第1条 事業契約及び本基本協定に基づき令和●年度において事業者が実施する改築工事にかかる業務（以下「改築工事」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、支払上限額並びに工事金額は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分	完成期限	年度支出区分及び出来高					工事金額
			令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	
【 】 工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
【 】 工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
当該年度支出合計			●円	●円	●円	●円	●円	

（費用の支払）

第2条 市は、事業契約に定めるところにより、改築工事の実施に対して市が支払うべき額を、委託費として事業者を支払う。

（本年度実施協定の効力）

第3条 本年度実施協定は、前条に基づく市による委託料の支払が完了する日まで効力を有する。

(その他)

第4条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

宇城市

事業者